

- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
 - 十三 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
 - 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- (自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請)
- 第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- (自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請)
- 第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程

- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- (就労移行支援に係る指定の申請)
- 第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十一条第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称
 - 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- (就労継続支援A型に係る指定の申請)
- 第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第一号の就労継続支援A型(以下「就労継続支援A型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況